

合意形成

市議会 **ごみ処理問題 調査特別委員会**

(平成22年6月~24年6月)

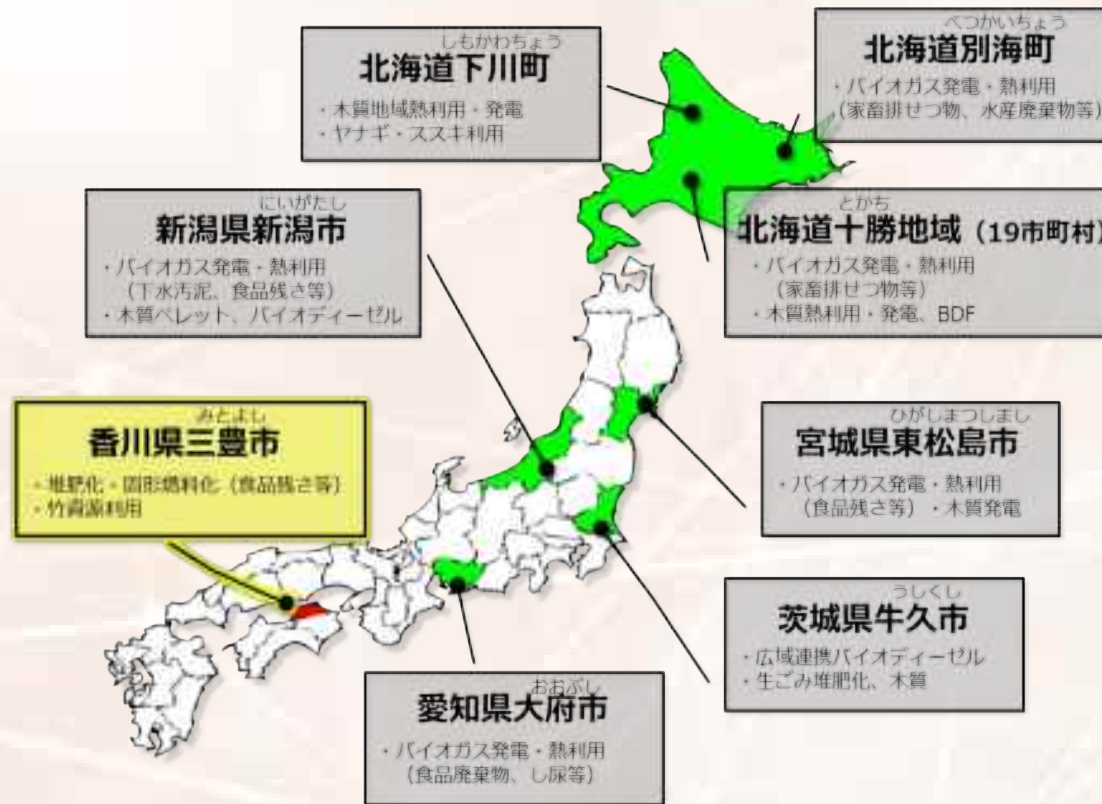


地元 **環境保全協定書の締結** (平成27年8月)

- ・ 地元自治会・市・(株)エコマスターの3者により協議会を設置
1年間の協議を経て、3者協定を締結
- ・ 処理する廃棄物の種類、施設稼働時間の規定
- ・ 事故時の措置、苦情対応を規定
- ・ 立入調査、違反時の措置を規定
- ・ 騒音・振動・水質・悪臭の継続的な測定
地元代表者・市の立会のもと測定し、測定結果を開示

補助金

バイオマス産業都市の第1次選定地域 (平成25年6月)



農林水産省
地域バイオマス産業化
整備事業の対象外

環境省
循環型社会形成推進交付金
の対象外

環境省
二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金
(平成27・28年度)

民設民営



ごみ処理 = 公設公営 でなければならない？



民にできることは民で 民間企業が持つノウハウ・資金を活用



施設の設置・運営を民間委託 全国的にも前例が少ない
廃掃法で規定された委託（廃掃法第6条の2第2項）

民設民営

財政メリット

- 巨額の整備費用が不要
- 委託料金のみ

• 固定資産税収の増加

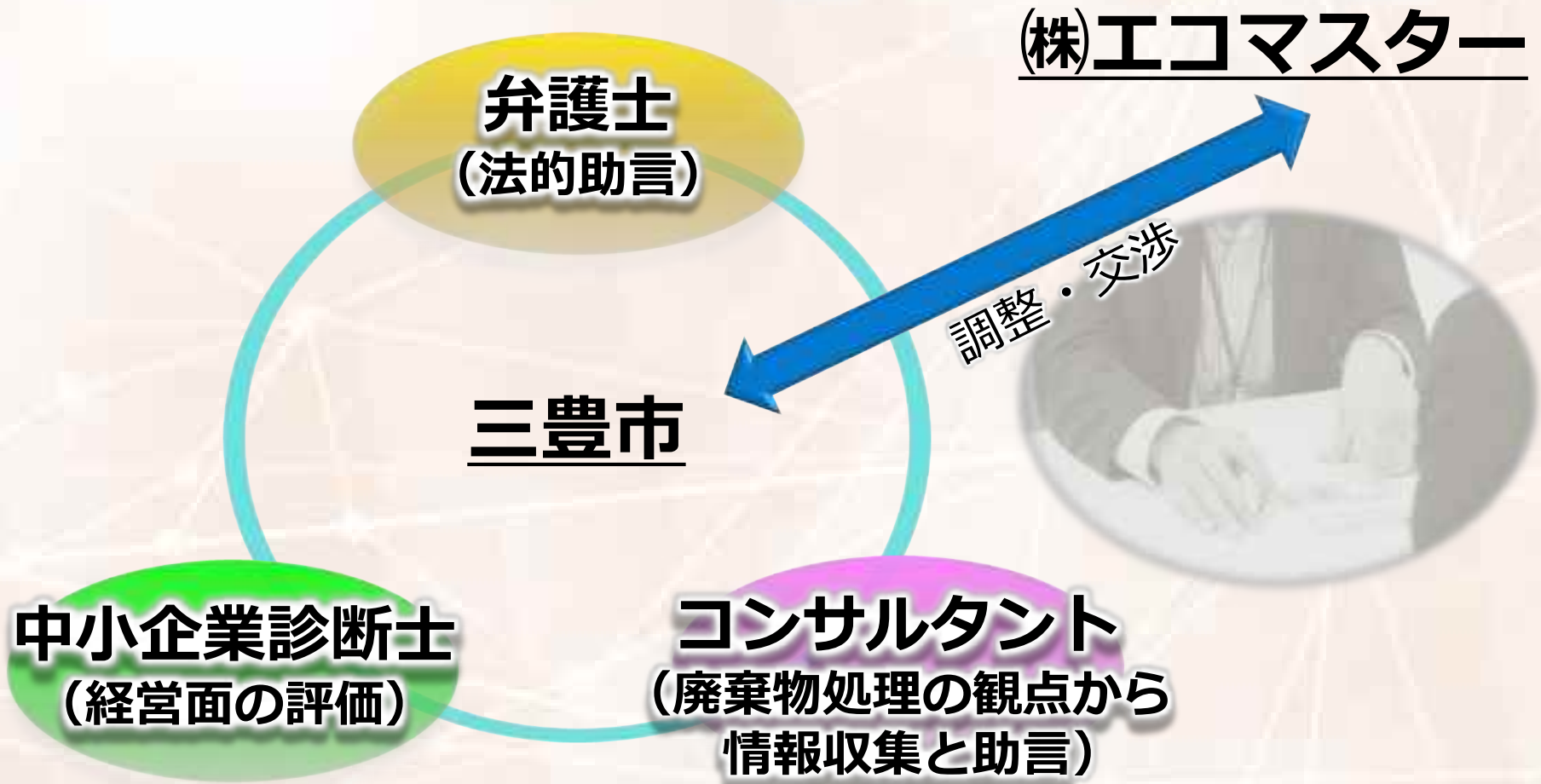
- * 簡素なプラント構造
- * 既存の製品製造施設を利用
- * ユーザーが近隣に所在
- * コンピュータ制御
- * 作業員が少ない

民設民営

新たな産業と雇用の創出

経済的で質の高い
サービス

専門家によるサポート体制



新技術、民設民営に対応し得るルール作り

各種協定等

□ **基本協定書** (平成24年5月締結)

事業のスタートを切るため基本的事項
(可燃ごみの全量処理委託、用地取得
方法等) を規定

□ **整備協定書** (平成27年8月締結)

施設整備のため、竣工期日、補助金取扱い等を規定

□ **試運転計画** (平成28年9月)

プラントの性能確認方法を規定

□ **モニタリング計画**

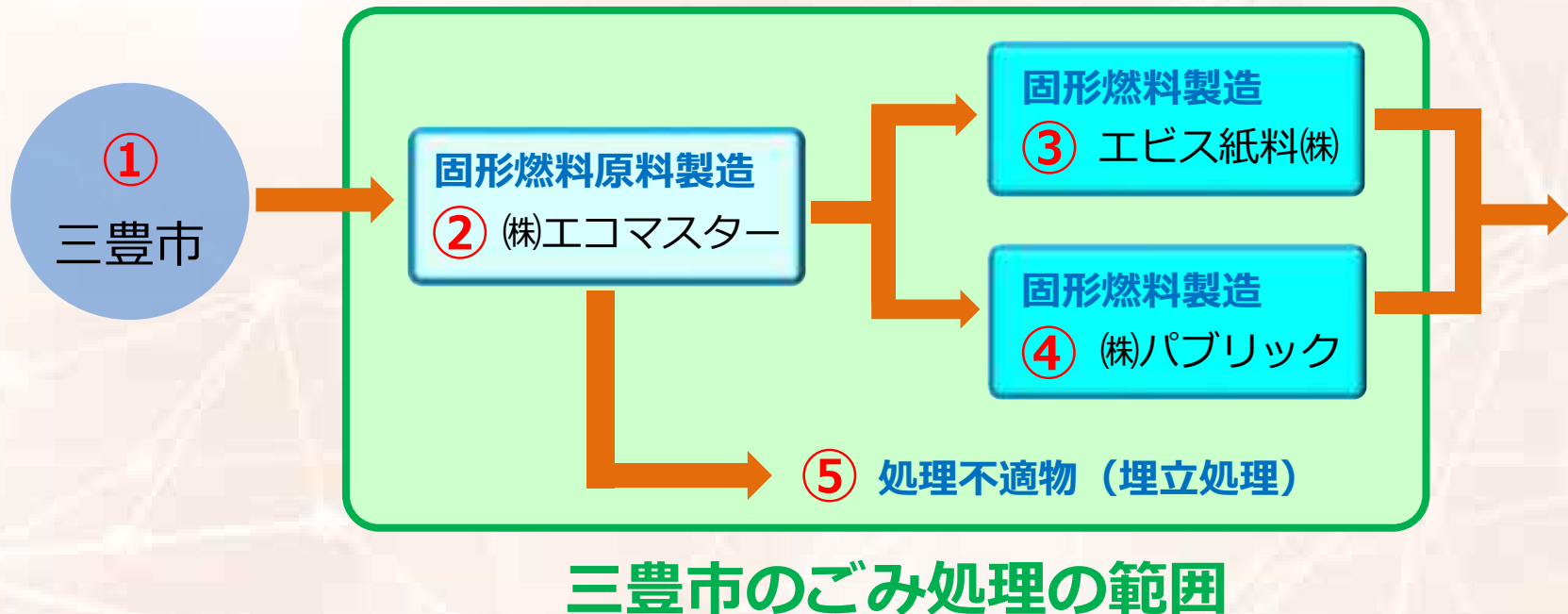
(平成29年3月)

運転開始後の施設運営状況、
経営状況の監視方法を規定



業務委託契約

◎ **5者契約** 再委託の禁止（廃掃法第7条第14項）



◎ **20年契約** 長期契約により経営の安定化、処理単価の低減

◎ **適正な委託料金の設定**（廃掃法施行令第4条第5項）

◎ **モニタリング** リスクの早期発見→フェーズごとに対策を規定

事業開始



国内初
トンネルコン
ポスト方式

民設民営

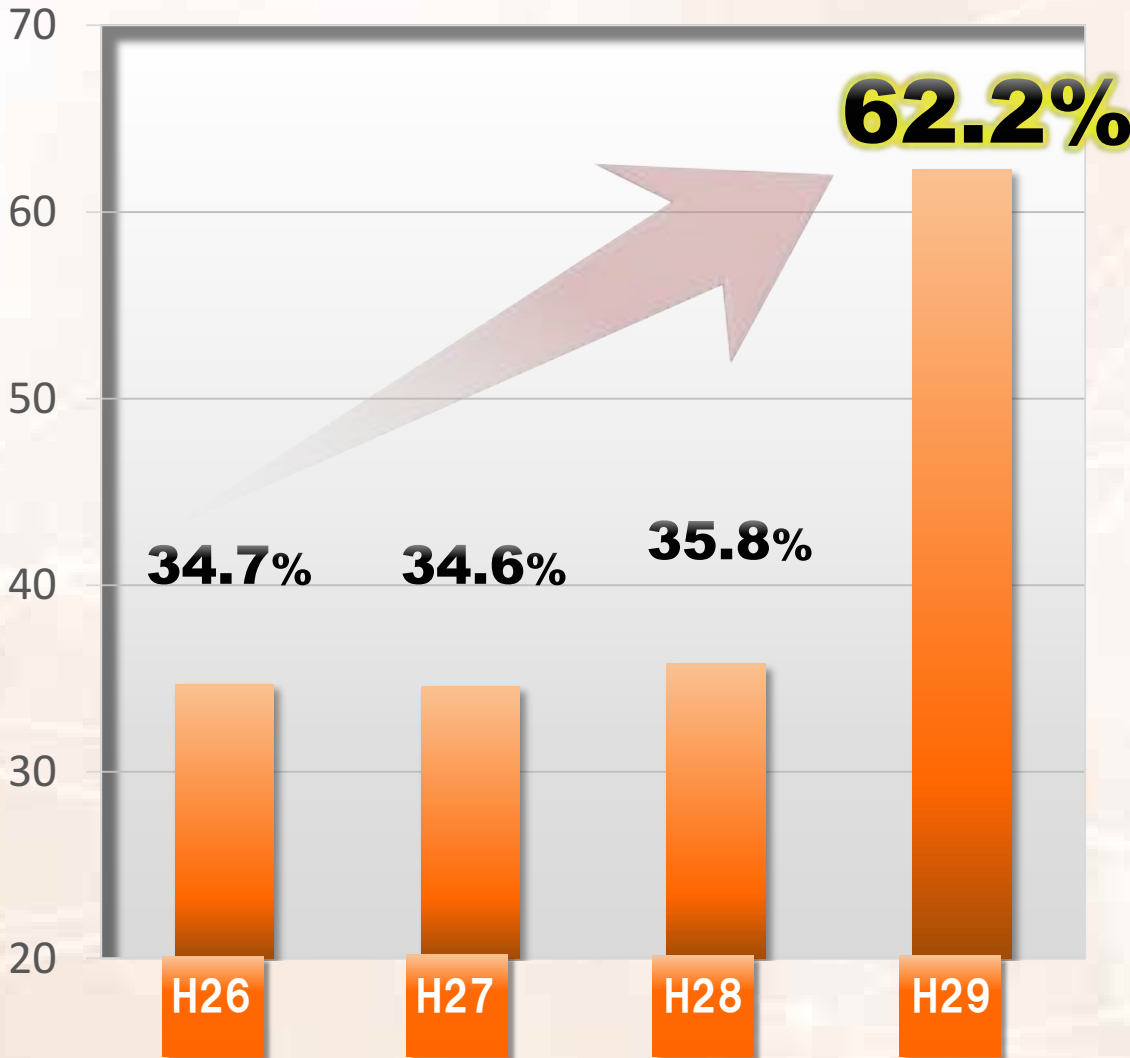
平成29年4月1日

営業運転開始



事業効果：リサイクル率

可燃ごみの資源化でリサイクル率は62.2%に大幅上昇



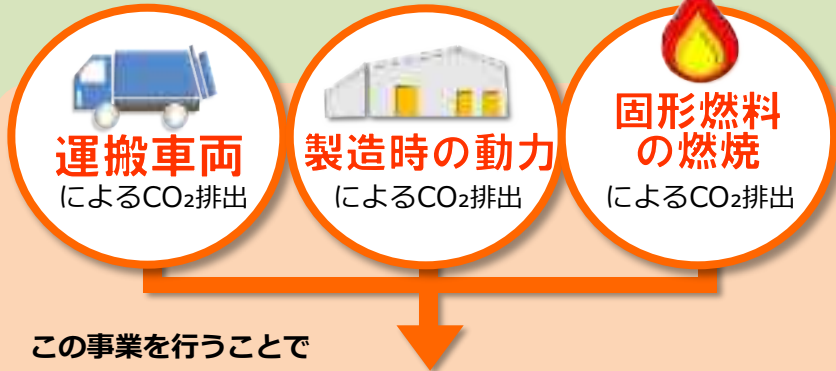
人口5万人～10万人の自治体の
リサイクル率上位自治体

順位	自治体名	リサイクル率 (R)
1	日高市 (埼玉県)	99.7 %
2	神栖市 (茨城県)	70.4 %
—	三豊市 (香川県) (H29年度速報値)	62.2 %
3	恵那市 (岐阜県)	62.0 %
4	荒尾市 (熊本県)	60.4 %
5	伊賀市 (三重県)	54.0 %
6	鹿嶋市 (茨城県)	53.4 %
7	逗子市 (神奈川県)	47.6 %
8	恵庭市 (北海道)	38.1 %
9	湖西市 (静岡県)	37.8 %
10	清瀬市 (東京都)	37.8 %
—	全国平均	20.3%

※三豊市以外は平成28年度実績値
(環境省一般廃棄物処理実態調査より)

事業効果：二酸化炭素の排出抑制

トンネルコンポスト方式
にすることによるCO₂削減



3,709 t のCO₂を排出

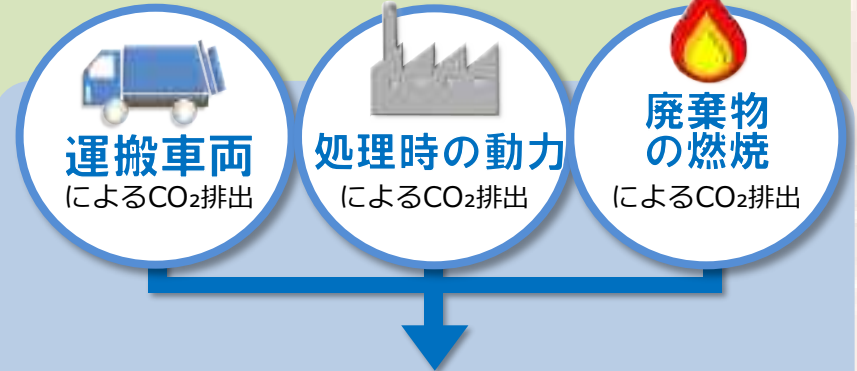
+

製紙工場などで石炭の代わりに使用することで
8,686 t のCO₂が削減

=

差し引きで
4,977 t のCO₂が削減

これまで焼却処理により排出されていた
CO₂が排出されなくなる



4,376 t のCO₂が削減



年間9,353 t のCO₂を削減 ※平成29年度実績値

循環型社会の実現に向けて

視察受入2,000人

2018NEW環境展

「三豊市モデル」を全国へ